

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公表番号】特表2017-501805(P2017-501805A)

【公表日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2016-541647(P2016-541647)

【国際特許分類】

A 6 1 M 15/06 (2006.01)

A 6 1 M 15/00 (2006.01)

A 2 4 F 47/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 15/06 A

A 6 1 M 15/00 A

A 2 4 F 47/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月23日(2018.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸入可能なエアロゾルを生成する装置であって、該装置は：

気化可能な液体材料を収容するように構成された流体貯蔵室と、

ヒーターチャンバと、

対のヒーター接触部の各々のヒーター接触部に備えられ、前記ヒーターチャンバの両端に取り付けられた対の薄板と、

前記対の薄板からヒーターチャンバの外側へ延びた対のタブと、

前記対の板の間の芯と、

前記対の板に取り付けられ、前記芯に接した抵抗発熱体と、

マウスピースと、

を備えたカートリッジ、及び

前記カートリッジを収容するカートリッジレセクタブルを備えた装置本体であって、前記カートリッジが前記装置本体に収容されるとき、可撓性を有する前記対のタブとともに電気回路を完成するように構成された対の電気接触部を備えた装置本体、を備えた装置。

【請求項2】

前記カートリッジレセクタブルが前記対の電気接触部を含み、前記対のタブが、前記対の電気接触部と連結して前記電気回路を完成させる、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記カートリッジが、前記装置本体の前記カートリッジレセクタブルとともに、分離自在なアセンブリを形成するように構成され、前記分離自在なアセンブリが摩擦式アセンブリ、スナップ嵌めアセンブリまたは磁気アセンブリを備える、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記装置本体の前記カートリッジレセクタブルが刻み目の設けられた本体を備え、前記カートリッジが前記カートリッジレセクタブルに挿入されたとき、少なくとも前記カート

リッジの一部が前記刻み目の設けられた本体を介して露出している、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 5】

前記ヒーターチャンバから外に延びた各々の前記タブが可撓性を有するタブを含む、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 6】

前記対のヒーター接触部の各々のヒーター接触部の一部が、前記対の薄板の間で前記抵抗発熱体を懸架する固定部位を備える、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 7】

前記カートリッジが、更に、ユーザーに供給される前にエアロゾルが通過する凝縮チャンバを備える、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 8】

前記ヒーターチャンバが前記カートリッジの第 1 の端部に配置され、前記マウスピースが、前記第 1 の端部と反対側の前記カートリッジの第 2 の端部に取り付けられる、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 9】

前記マウスピースがスナップ嵌め結合部で前記カートリッジの前記第 2 の端部に取り付けられた、請求項 8 に記載の装置。

【請求項 10】

前記ヒーターチャンバがスナップ嵌め結合部で前記カートリッジの前記第 1 の端部に取り付けられた、請求項 8 に記載の装置。

【請求項 11】

前記マウスピース及び前記流体貯蔵室の間に形成された凝縮チャンバを備え、前記マウスピースが前記凝縮チャンバと流体連通したエアロゾル出口を備える、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 12】

前記芯が、少なくとも、シリカファイバ、綿、セラミック、麻及びステンレス鋼の中の 1 つから形成される、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 13】

前記カートリッジ及び前記装置本体の組み立てにより形成された空気入口通路を更に備える、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 14】

前記カートリッジが、前記カートリッジの表面から突出した壁を有するチャネルを備え、前記チャネルは、少なくとも前記空気入口通路の一部を画定する、請求項 13 に記載の装置。

【請求項 15】

その断面形状が正方形または長方形である、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 16】

マイクロコントローラ、スイッチ、基準レジスタ及び制御パラメータのためのロジックを含むアルゴリズムを含むプリント回路基板を更に備え、

前記マイクロコントローラは、基準レジスタに対する抵抗発熱体の抵抗を測定するために一定間隔でスイッチを循環させるように構成されている、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 17】

前記マイクロコントローラは、更に、前記抵抗発熱体が乾燥していることを示す制御パラメータの閾値を抵抗が越える場合に装置に止まるよう指示するように構成される、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 18】

装置本体とともに使用するカートリッジであって、
気化可能な液体材料を収容するように構成された流体貯蔵室と、
ヒーターチャンバと、

対のヒーター接触部であって、前記対のヒーター接触部の各々のヒーター接触部が薄板及び前記ヒーターチャンバから外に延びたタブを備え、各々の薄板が前記ヒーターチャンバの両端に取り付けられ、前記カートリッジが前記装置本体に収容されるとき、前記装置本体とともに電気回路を完成するように構成された対のヒーター接触部と、可撓性を有する前記対のタブとともに對の電気接触部を備えた装置本体と、

前記対の板の間に配置された芯と、

各々の前記薄板に取り付けられ、前記芯に接した抵抗発熱体であって、エアロゾルを生成するように、前記気化可能な液体材料を加熱するように構成された抵抗発熱体と、

マウスピースと、

を備えたカートリッジ。

【請求項 19】

前記対のヒーター接触部の前記タブが、前記装置本体の前記対の電気接触部と連結して電気回路を完成させる、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 20】

前記カートリッジは、前記装置本体の前記カートリッジレセクタブルとともに、分離可能なアセンブリを形成するように構成され、前記分離自在なアセンブリが摩擦式アセンブリ、スナップ嵌めアセンブリまたは磁気アセンブリを備える、請求項 19 に記載のカートリッジ。

【請求項 21】

前記ヒーターチャンバから外に延びた各々の前記タブが可撓性を有するタブを含む、請求項 18 に記載のカートリッジ

【請求項 22】

前記対のヒーター接触部の各々のヒーター接触部の一部が、前記対の薄板の間で前記抵抗発熱体を懸架する固定部位を備える、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 23】

ユーザーに供給される前にエアロゾルが通過する凝縮チャンバを更に備える、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 24】

前記ヒーターチャンバが前記カートリッジの第 1 の端部に配置され、前記マウスピースが、前記第 1 の端部と反対側の前記カートリッジの第 2 の端部に取り付けられる、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 25】

前記マウスピースがスナップ嵌め結合部で前記カートリッジの前記第 2 の端部に取り付けられた、請求項 24 に記載の装置。

【請求項 26】

前記ヒーターチャンバがスナップ嵌め結合部で前記カートリッジの前記第 1 の端部に取り付けられた、請求項 24 に記載のカートリッジ。

【請求項 27】

前記マウスピース及び前記流体貯蔵室の間に形成された凝縮チャンバを備え、前記マウスピースが前記凝縮チャンバと流体連通したエアロゾル出口を備える、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 28】

前記芯が、少なくとも、シリカファイバ、綿、セラミック、麻及びステンレス鋼の中の 1 つから形成される、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 29】

前記カートリッジが、前記カートリッジの表面から突出した壁を有するチャネルを備え、前記チャネルは、前記カートリッジが装置本体に挿入されるとき、少なくとも空気入口通路の一部を画定する、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 30】

その断面形状が正方形または長方形である、請求項 18 に記載のカートリッジ。

【請求項 3 1】

その断面形状が円形ではない、請求項 1 8 に記載のカートリッジ。